

九界に具す。故に佛に歸依するに、即ち自身あるべきなり。當位則妙をれば、本位を改めずして、肉身のまゝ本有無作の三身也と云ふの境地は信得すべく識得すべからざるの境界なり。又五百塵点の當初、唯一人の釋尊とは我等凡夫是なりとは本門の從果、向因の法義にして、吾人をして否我等衆生をして、かゝる境界を觀せしむるは之れ則ち本門の本尊の徳用の深勝なるに依るものなり。

——(以下次號)——

祖書中に顯れたる攝折二門義門分別

藤田 惠曉、述
小坂田 龍教、記

若し夫れ人の佛教を學び、世に弘め以て衆生を救濟せんとあらば、須く弘經の方法たる二門を明にするを要す。二門に明かからざれば弘經の方を失す可し。何となれば二門は上釋尊より吾等末輩に至る迄遵守す可き規範なればなり。

今一般の解釋に於ける二門の名義、及び典據等

は略し予は唯祖書中に顯れたる、二門義門分別の一端を次下に述べんとす。

一、祖書中に於ける二門判釋の主判を示す

宗祖上人御遺文中には、二門判釋の書多しと雖も、開目鈔を以て主判となす。然る所以のものは固と是れ二門は、大經と法華經との影互相成によりておれる法門にして、天臺大師是を釋し置かれたり。依て宗祖は本鈔に於て止觀文句、及び疏等を具引して、一般の釋を試み后更に約國約時約機の判以て一大斷案を下し給へり。此れ本鈔を主判と爲し、他書を從判と爲す所以あり。故に今本抄の義門を具引し、他書は是れを基礎として判釋す可し。

開目抄(八二頁)に曰く「夫れ攝受折伏と申す法門は水火の如し、火は水を厭ふ、水は火を惡む、攝受の者は折伏を笑ふ、折伏の者は攝受をかかしむ」

と是れ攝折二門の異目を表示せられしなり。

次に又

『無智惡人國土充滿の時は、攝受を先とす、安樂行品の如し、邪智謗法者多き時は、折伏を先とす、常不輕品の如し。譬へば熱き時に寒水を用ひ、寒き時に火を好むが如し云々』

と是れ二門の義を定判し給へるなり。次に正しく二門實行の時を示して、

『末法に攝受折伏ある可し、所託惡國に破法の兩國あるべきが故なり、日本國の當世は惡國か破法の國かと知る可し』

と宣へ給へり。

是れ本抄に顯れたる物釋なり。而るに祖書中の主判たる開目抄には、二門修行實行を示せる結論甚だ不明瞭なり。故に今是れを從判たる如説修行抄か文に對して見る時は其意自ら明かなるべし。

如説修行抄に曰く、取意す

『只一經に限り經文の如く、五種の修行をなし安樂行品の如く行せんは、如説修行者と云はる可き歟。』

答云凡そ佛教を行せん者須く二門を知る可き

也。一切經論此の二を出でず、されば諸學者略々佛法を知ると雖も、時機相應の道を知らず、四季取々也。春種子を下して秋果を取る、夏種子を下して春果を取るに、豈得可ん哉。綿入は冬にこそ用あれ夏何かせん、涼風は夏に用あれ冬何かせん。佛法も亦如是乃至正像二千年は小權大乘流布の時末法は純圓一實の法華經流布の時なり、敵ある時は刀杖を持す可し、敵なき時はなにかせん、今は權教實教の敵とあるあり、故に實教によりて之れを責むべし。是れ攝折二門の中には法華經の折伏なり。然るに今時攝受を行せんは、冬種子を下して春果を求むる類なり。權實雜亂の今時法華經の敵を責めずして攝受を行するは法華修行の時を失ふ物怪なり』

と之れ正しく末法行者の依る可き道を示し給へり。由是觀文二門修行實行の時明かなる可し。

二、開目抄の惡國と輕受抄の惡國との異目

開目抄中の約時約國約機の判は、實に二門の大判義たるのみならず、此の約國の法門ありてこそ

始めて法華經が活法門として光明を放ち、折伏を不輕品に求め得たる、本化特有の見識たる教相が顯示せらるゝなれ。此れ全く釋迦久証の本法にして本化の妙旨審に事行上に説明せられたりと謂ふ可し。而して開目抄に宣へられたる、惡國攝受の語と輕受抄に宣ひし、惡國折伏の語とは、自語相違するに似たり。何故に宗祖が開目抄には惡國攝受輕受抄には惡國折伏と宣れしか、次下之を會通せん。

開目抄(八二頁)云『末法に攝受折伏あるべし所謂惡國に破法の兩國ある可きが故なり、日本國の當世は惡國か破法の國かと知るべし文』又『輕受抄(六九三頁)云『又付法藏の二十五人は佛を除き上りては、皆佛の兼ねて記し置き給へる權者あり中略世に善國惡國あり、法に攝受折伏なる故かど見えべき正像猶是中國又然り、之れは邊士なり末法の始めなり文』と
文に依て見るに前者は明かに、惡國攝受と宣ひ、後者は惡國折伏の意を述べ給へり。彼此名同じく

して攝折義を殊にす、之れ本論題中の疑問ある所以なり。今之れを會通せんか、開目抄の惡と輕受抄の惡とは其名一にして体同じからず。輕受抄は正像時代の事例を擧げて、末法を況顯せられしかれば、正像時代に就いてのみの分別なり。

正像には現謗無きを以て、別して謗法を立てず世間的逆惡に接して、總じて惡と名け善に相對し以て二門に分對せり。然るに開目抄は謗法甚しき末法のみに就いての分別なれば、特に謗法を立て、謗法己外の惡と相對し惡謗相對し二門に分對せられたり。故に開目抄の惡と輕受抄の惡とは總別の關係をなす、即ち惡受抄の惡は總惡にして其れより別開して、惡謗を立て相對せしが開目抄の惡なれば、開目抄の惡は別惡なり。末法の時は日法隱没し、邪見盛なる時なる故にこと更に謗法を開立して、謗折惡攝と定判し給へるなり。
今これを圖示すれば、

善惡相對 { 善 國 | 攝受 }
 { 總惡惡國 | 折伏 }
 { 正像時代 | 輕受抄の意 }

